

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十二号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則（平成二十年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。